

## 桜井市

## 雇用の場の確保に向けた工場誘致



## 1 雇用の場の確保に関する課題及び基本的な考え方

- ① 大規模な工場等を誘致することで雇用の場の確保につながるが、新たに立地できる優れた用地がないのが課題。
- ② 施策は「企業立地等奨励金」「事業用地等登録制度」を推進。

## 2 取組の概要

## 【桜井市工場誘致条例】

- 工場等の立地を促進するため、市内に新たに立地した企業等に対し、企業立地奨励金、埋蔵文化財発掘奨励金、雇用奨励金等を交付。

## 【事業用地等登録制度】

- 市内で工場及び店舗等の用に供するための売却、賃貸を予定している土地等の情報を登録し、本市に立地を希望する企業等に情報提供できるよう努めた。

## 3 取組の効果 または 苦労した点や今後の課題

- 企業立地セミナーに参加し、積極的なPRを行うことにより大泉地区に1社工場を誘致。
- 本市では、立地を希望する企業等に情報提供を実施する施策を行っているが、登録用地が少なく、進出を希望する企業への情報提供が十分にできていないことが課題。
- 市内平坦部の地域では大型の工場等の進出が困難であるため、名阪国道へのアクセスを強みとする東部地域において、都市計画マスタープランの「工業系企業の誘致検討ゾーン」としての位置づけを行う。

詳しくは 桜井市ホームページ <http://www.city.sakurai.lg.jp/>

# 桜井市

## ホテル及び旅館の誘致



### 1 雇用の場の確保に関する課題及び基本的な考え方

- ① 市内に宿泊施設を充実させることにより、観光関連産業の振興に寄与し、その経済波及効果を高めることにより地域経済の活性化及び新たな雇用の場の創出につなげる。
- ② 本市の観光客の多くは、日帰り観光が主で観光関連消費額が伸びない。
- ③ 観光関連消費額の増加を図り、地域経済の活性化のために新設・増設のホテル及び旅館への支援を行う。

### 2 取組の概要

- 平成29年3月「桜井市ホテル及び旅館の誘致等に関する条例」を制定。（奨励制度には「ホテル等立地奨励金」「上水道奨励金」「雇用奨励金」を設けた。）
- 既存事業者の支援。（桜井市宿泊事業者融資保証制度）

### 3 取組の効果 または 苦労した点や今後の課題

- 桜井駅北口市有地に宿泊施設1社を誘致。
- 市有地に宿泊施設の誘致を行うということで、既存宿泊事業者との調整、誘致の近隣住民等の調整に苦慮した。
- 新設、既存の両事業者と連携のうえ、本市への来訪者の増加を図ることにより、市内における観光関連消費額を増加させ、地域経済の活性化と新たな雇用の場の創出につなげていく。

詳しくは 桜井市ホームページ <http://www.city.sakurai.lg.jp/>